

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和7年 5月 9日（諮問第46号）

答申日：令和7年10月 8日（答申第47号）

事件名：照会記録に関する保有個人情報の開示をしない旨の決定処分に対する  
審査請求に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、2020年9月から現在に至るまでに、秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課（以下「移住・定住促進課」という。）職員が秋田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対して、請求者本人の個人情報を照会した記録（以下「本件対象情報」という。）について、令和7年3月6日付け保有個人情報の開示をしない旨の決定処分（以下「本件処分」という。）において、開示請求に係る個人情報が記載された行政文書を保有していないとして全部を開示しないこととしたことは妥当である。

### 第2 諮問に至る経緯

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、令和7年2月20日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、2020年9月から現在に至るまでに、秋田県庁の職員が国保連に対して、審査請求人本人の個人情報を照会した記録の開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、令和7年3月6日、上記1の開示請求に対し、法第82条第2項の規定に基づき、本件処分を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和7年3月20日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 諮問

審査庁（実施機関）は、令和7年5月9日、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により、本件審査請求について、秋田県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨











以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

**第7 答申に関与した委員**

区 分	氏 名	職 名
	小野寺 倫 子	秋田大学教育文化学部准教授
会 長	面 山 恭 子	弁護士
会長代理	加 藤 謙	弁護士
	佐々木 俊 幸	弁護士
	鈴 木 明 文	秋田県医師会顧問